

○国立研究開発法人海洋研究開発機構における法人文書の開示決定等に係る審査規則

(平16規則第32号 平成16年4月1日)

改正 平18規則第62号 平成19年3月13日

平19規則第54号 平成19年9月21日

平26規則第1号 平成26年4月25日

平26規則第21号 平成27年3月31日

平29規則第2号 平成29年5月30日

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第10条に規定する開示決定等についての国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）における審査に当たっては、情報公開規程（平16規程第25号）第16条に基づき、この規則に従って適正な運用を図るものとする。

第1 法人文書に該当するか否かの基準

1. 開示請求の対象となる「法人文書」とは、機構の役員又は職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、機構の役職員が組織的に用いるものとして、機構が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

2. 法人文書が「組織的に用いるもの」に該当するか否かについては、以下の観点から総合的に判断を行うものとする。

(1) 法人文書の作成又は取得の状況

(ア) 役職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得したものか。

(イ) 直接的又は間接的に管理監督者の指示等の関与があったか。

(2) 法人文書の利用の状況

(ア) 業務上必要なものとして他の役職員又は部外に配布されたものであるかどうか。

(イ) 他の役職員がその職務上利用しているものであるかどうか。

(3) 保存又は廃棄の状況

(ア) 専ら当該役職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか。

(イ) 組織として管理している役職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか。

(4) 以下のものは「組織的に用いるもの」に該当しない。

(ア) 役職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のため

めに利用し、組織としての利用を予定していないもの。

(例) ○自己研鑽のための資料 ○備忘録 等

(イ) 役職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し。

(ウ) 役職員の個人的な検討段階に留まるもの。決裁文書の起案前の役職員の検討段階の文書等。ただし、起案前の文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。

(5) どの段階から組織として共用文書たる実質を備えた状態になるかについては、文書の利用又は保存の実体により判断されることとなるが、以下の時点を目安とする。

(ア) 決裁を要するものについては、起案文書が作成され、稟議に付された時点

(イ) 会議資料については会議に提出した時点

(ウ) 申請書等については申請書等が文書担当課で受け付けた時点

(エ) 組織として管理している役職員共用の保存場所に保存した時点

3. 「保有しているもの」とは、所持している文書をいう。この「所持」は、物を事実上支配している状態をいい、当該文書を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合にも、当該文書を事実上支配していれば、「所持」に当たる。(ただし、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合など、当該文書を支配していると認められない場合を除く。)

第2 法人文書を特定するための基準

法人文書の特定は、法人文書開示請求書の「請求する法人文書の名称等」の記載から役職員が開示請求者が求める法人文書を他の法人文書と識別できるか否かにより、判断するものとする。

1. 特定が不十分な記載の例

「〇〇に関する資料」、「〇〇の保有する法人文書」という記載がされている場合。(〇〇の事柄の具体性の程度にもよるが、一般的には、関連性の程度には種々のものが想定され、どこまでを含むかは明らかでない。ただし、聞き取り等によって特定することが肝要。)

2. 特定されていると考えられる例

法人文書ファイル管理簿に登載されている法人文書ファイル名が記載されている場合。

第3 法人文書の開示義務等

1. 法人文書の開示義務

開示請求があったときには、次に掲げる場合を除き、開示請求のあった法人文書を開示しなければならない。

○開示請求に係る法人文書の全部に法第5条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）が記録されているため、すべて不開示とする場合（不開示情報が記録されている部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）。

○法第8条の規定により、法人文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する場合

○開示請求に係る法人文書を機構が保有していない場合又は開示請求の対象が法人文書に該当しないとき

○開示請求の対象が、他の法律において開示手続が定められており、法の適用除外規定により、開示請求の対象外のものであるとき

（著作権登録原簿、出版権登録原簿、著作権隣接権登録原簿等）

○開示請求手数料が納付されていない場合、法人文書の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備があるとき

○権利濫用に関する一般法理が適用されるとき

2. 部分開示

開示義務に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

3. 公益上の理由による裁量的開示

開示請求に係る法人文書に不開示情報（法第5条第1号の2に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる。

4. 法人文書の存否に関する情報

開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

第4 不開示情報に該当するか否かの基準（法第5条関係）

開示請求の対象とされた法人文書について、不開示情報に該当するか否かを審査するための基準である。

I 法第5条第1号関係（個人に関する情報）

【第5条第1号】個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

1. 「個人に関する情報」

(1) 「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の思想、信条、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。個人の権利利益を十全に保護するため、個人識別性のある情報を一般的に不開示とし、個人情報の判断に当たり、原則として、公務員に関する情報と非公務員に関する情報とを区別していない。ただし、前者については、特に不開示とすべきでない情報を（ハ）において除外しており、機構役職員もこれに含まれる。

(2) 「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。生前に本号により不開示

であった情報が、個人が死亡したことをもって開示されることとなるのは不適當である。

(3) 「(事業を営む個人の当該事業に関する情報)」は、個人情報の意味する範囲に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適當であることから、本号の個人情報からは除外している。

(4) 「該当情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を認識することができるもの」の「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号(振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等)等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合もある。

(5) 「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」とは、

(ア) 当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより識別することができるものも、個人識別情報として不開示情報となる。照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれている。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。他方、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般的には、「他の情報」に含まれない。照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に判断する。

(イ) また、識別可能性の判断に当たっては、厳密には特定の個人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得る。

(6) 「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、例えば、匿名の作文や無記名の個人の著作物など、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものについては、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益と侵害するおそれがあり、不開示となる。

2. (ただし書きイ)

「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」

(1) 「法令の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められている規定は含まない。

(2) 「慣行として」は、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

(3) 「公にされ」は、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知の事実であるかどうかは問わない。過去に公にされたものについて、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。

(4) 「公にすることが予定されている情報」は、将来的に公にする予定（具体的公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がない場合など、当該情報の性質上通例公にされるものも含まれる。

3. (ただし書きロ)「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」

公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないこととする。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じ慎重な検討が必要である。なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（法第7条）により図られる。

4. (ただし書きハ)「当該個人が公務員等（機構役職員）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等（役職員）の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

機構役職員に関する情報も個人に関する情報に含まれるが、このうち、機構役職員の職務遂行に係る情報については、当該情報のうち、当該機構役職員職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、個人に関する情報としては不開示情報に当たらない。なお、機構役職員の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員以外の個人に関する情報でもある場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する。すなわち、当該機構役職員にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開

示情報該当性とを別個に検討し、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示とする。

(1) 「機構役職員」とは、国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成15年法律第95号）で定められたものであり、職員か、常勤、非常勤かを問わない。また、退職した者であっても、機構役職員であった当時の情報については、当該規定は適用される。

(2) 「職務遂行に係る情報」とは、機構役職員が国の機関の一員とみなされ、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に係る情報がこれに含まれる。ただし、法第5条第1号ハの規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであるため、機構役職員に関する情報であっても、役職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は、「職務の遂行に係る情報」には含まれない。

(3) 「当該情報のうち、当該機構役職員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」とは、機構役職員の職務遂行に係る情報には、当該機構役職員の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくないが、このうち、前述のとおり、機構の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、機構役職員の氏名を除き、その役職と職務遂行の内容については、当該機構役職員の個人に関する情報としては不開示としないものとするものである。

(4) 機構役職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該機構役職員の氏名の取扱い

機構役職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該機構役職員の氏名については公にした場合、私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、ただし書イに該当する場合には例外的に開示することとする。

当該機構役職員の職及び氏名が、法令の規則により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、個人情報としては不開示とはならない。慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、人事異動の官報への掲載等により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、行政機関が作成し、又は行政機関が公にする意志をもって（又は公にされることを前提に）提供した情報をもとに作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものと解される。機構役職員の場合は、課長代理以上が既に財務省発行の職員録に掲載されており、それらに該当する者の氏名は不開示とはならない。

5. 本人からの開示請求

本法の開示請求権制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されない。したがって、特定の個人が識別される情報であれば、本号のイからハ又は公益上の理由による裁量的開示（法第7条）に該当しない限り、不開示となる。

II 法第5条第1号の2関係（非識別加工情報等）

【法第5条第1号の2】行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関非識別加工情報」という。）若しくは行政機関非識別加工情報の作成に用いた同条第5項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した同条第2項第1号に規定する記述等若しくは同条第3項に規定する個人識別符号又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第10項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「独立行政法人等非識別加工情報」という。）若しくは独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた同条第5項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した同条第2項第1号に規定する記述等若しくは同条第3項に規定する個人識別符号

III 法第5条第2号関係（法人等に関する情報）

【第5条第2号】法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。

1. 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の商法（明治32年法律第48号）上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人、権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、その公的性格

にかんがみ、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用されるため、本号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、第6号等の規定に基づき判断する。

2. 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、法第5条第1号の不開示情報に当たるかどうかにも検討する必要がある。

3. 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

4. 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」とは、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が上回る際には、当該情報を開示しなければならない。

現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

5. (イ) 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」

(1) 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

(2) 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における有利な地位を指す。

(3) 「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

(4) 「害するおそれ」とは、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と機構との関係を十分考慮して判断する必要がある。この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

6. (ロ)「独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められ」

本規定は、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護し、情報提供の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。

(1) 「独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」とは、機構の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、機構の要請を受けずに提供の申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、機構が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には含まれる。

(2) 「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、機構が業務遂行上の必要性から任意に提出を求めた場合は含まれる。

(3) 「公にしない」とは、本法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の業務目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

(4) 「条件」については、機構の側から公にしないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から機構の要請があったので情報は提供するが公にしないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除するものではない。

(5) 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」の「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人が属する業界、業種における通常の取扱いを意味し、当該法人等個別具体的な事情ではないことを意味し、当該法人等において公にしないことだけでは足りない。

公にしないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時における諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、不開示情報とはならない。

III 法第5条第3号関係（審議、検討等に関する情報）

【第5条第3号】国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互

間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

1. 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」の「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を指し、これらの機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。

2. 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合わせ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は機構が開催する有識者、関係法人等を交えた委員会における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

3. 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益するものである。

例えば

1) 審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合。

2) 機構内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがある場合。

などがこれにあたる。

4. 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。

5. 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に情報や事

実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

6. 「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のもを意味する。予想される支障が「不当なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

7. 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、機構としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討を行う。また、当該審議、検討に関する情報が公になると、審議、検討が終了し意思決定が行われた後であっても、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、不開示となり得る。なお、審議、検討等に関する情報の中の調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低い。

IV 法第5条第4号関係（事務又は事業に関する情報）

【第5条第4号】国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行

政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

1. 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

(1) 「次に掲げるおそれ」としてイからトまでに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

(2) 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。

(3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるか否かは、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

2. (イ) 「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく、平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基礎としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。なお、本号については、文部科学省と協議の上、文部科学大臣に対し、事案を移送することができる。移送した場合は、開示請求者に対して、事案を移送した旨を書面により通知する。

(1) 「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。

(2) 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、機構と他国の政府機関、及び他国関係研究機関等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、公にすることにより、他国及び関係機関等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意志に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなる

など、我が国（機構）との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。

(3) 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国及び関係機関等との現在進行中の又は将来予想される交渉において我が国（機構）が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国（機構）の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行形中の又は将来予想される交渉に関する我が国（機構）の立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

3. (ロ) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」

(1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。なお、本号については、文部科学省と協議の上、文部科学大臣に対し、事案を移送することができる。移送した場合は、開示請求者に対して、事案を移送した旨を書面により通知する。

(2) 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報は、不開示とはならない。

(3) 「鎮圧」とは、犯罪がまさに発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し若しくは終息させることをいう。

(4) 「公共の安全と秩序の維持」とは、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報で不開示とする。

4. (ハ) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

(1) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務または事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

(2) 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

(3) 「取締り」とは、業務上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態で確保することをいう。

(4) 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

(5) 「租税の賦課若しくは徴収」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させること又は租税その他の収入を得ることをいう。

(6) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」は、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものは、不開示とする。また、事後であっても、違反事例等の詳細についてこれを公にすると法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得る。

5. ((二)「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

(1) 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

(2) 「交渉」とは、当事者が対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

(3) 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

(4) 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

例えば、

○入札予定価格を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれる場合

○交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合などは不開示とする。

6. (ホ)「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」においては、例えば次のような事が考えられる。

(ア) 知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にする

ことにより成果を適正に広く国民に提

供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの

(イ) 試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合
このような情報を不開示とする。

7. (へ) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」

(1) 機構が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他役職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務については、機構の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で機構の独自性を有するものである。

(2) 人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

8. (ト) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」

(1) 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の適用を受ける企業をいう。）又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その開示の範囲は法第5条第2号の法人等とは当然異なり、独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

第5 部分開示に該当するか否かの基準（法第6条関係）

I 法第6条第1項関係

(1) 「開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合」とは、一件の法人文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、法第5条に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行うものとする。

(2) 「容易に区分して除くことができる」とは、当該法人文書のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけではなく、区分けは容易であるがその

部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務はない。「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行い、法人文書から物理的に除去することを意味する。

(3) 容易に区分けして除くことができない場合として以下の例が想定される。

○文書として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別できることができる場合

○録音されている発言内容自体には深い情報が含まれていないとしても声により特定の個人と識別できる場合

(4) 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易である。なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

(5) 一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。なお、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

(6) 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」

○部分的に削除すべき範囲は、文章であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断する。

○部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するか方法の選択については、理事長が、本法の目的に添った範囲で、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して決定する。

(7) 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示

される他の情報があればそれと併せて判断する。なお、「有意」性の判断は、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものでなく、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるものとする。

II 法第6条第2項関係

(1) 「開示請求に係る法人文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合」とは、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とする。

(2) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるか分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不相当であると認められるものもある（例えば、カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の研究論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。）ため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分開示の規定を適用するものである。

(3) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」とは、法6条第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第5条第1号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことになる。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、法第6条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示となることになる。なお、個人を識別することができる要素は、法第5条第1号イ～ハのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象とならない。

第6 公益上の理由による裁量的開示に該当するか否かの基準（法第7条関係）

1. 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、法第5条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、機構理事長の高度の判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合をいう。

2. 本条の適用に関しては、公益上特に必要と認めたにもかかわらず法人文書を開示しないことは想定できないが、公益上の必要性の認定についての機構理事長の要件裁量は認められる。

第7 法人文書の存否に関する情報に該当するか否かの基準（法第8条関係）

1. 「開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に係る法人文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された法人文書の存否について 回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該法人文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該法人文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、法第5条各号の不開示情報の類型すべてについて生じ得る。

具体的には、次のような例が考えられる。

- (ア) 特定の個人の病歴に関する情報（第1号）
- (イ) 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第2号）
- (ウ) 情報交換の存在を明らかにしない約束で他国等との間で交換された情報（第3号）
- (エ) 犯罪の内偵捜査に関する情報（第4号）
- (オ) 買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第5号）
- (カ) 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第6号）

2. 「当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要である。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった法人文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要である。例えば、法人文書が存在しない場合に不存在と答えて、法人文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該法人文書の存在を類推させることになる。

第8 法人文書の事案の移送（独立行政法人等間）

1. 「開示請求に係る法人文書が他の独立行政法人等により作成されたもの」とは、法人文書に他の法人名の発信元、作成元等が記載されているものの他、会議、打ち合わせ等で取得した法人文書

で明らかに機構以外の独立行政法人等の者が作成したものと判断できるものをいう。「他の独立行政法人等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」とは、他の独立行政法人等との間で契

約、申し合わせ等により当該法人文書所管法人が判断できる等をいう。

2. 「当該他の独立行政法人等と協議の上」とは、当該法人文書の開示対応について協議することをいう。事案を移送することが確認できた段階で、機構が行ったこれまでの開示請求者への対応等を通知する。なお、当該開示決定等において、当該独立行政法人等へ必要な協力をしなければならない。

3. 機構へ事案が移送されてきたときは、機構が開示決定等を実施しなければならない。

第9 行政機関の長への事案の移送

1. 機構が保有する法人文書の中には、行政機関が作成したもの等があり、請求を受けた機構において開示・不開示の判断を行うより当該行政機関において判断した方が、迅速かつ適切な処理ができると判断したものは、当該行政機関と協議の上、当該行政機関へ事案を移送することができる。

2. 特に、本法第5条第4号イ及びロに該当する法人文書については、情報の性格上行政機関の長において判断されるべきものである。

3. 事案の移送を行うときは、当該行政機関に対して、これまで開示請求者への行為について通知するとともに、当該行政機関が行う当該開示に必要な協力をする。

第10 手数料の額

1. 手数料には、開示請求手数料及び開示実施手数料がある。その手数料は、各独立行政法人等が独自に制定することになっており、機構においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第13条第1項を参酌し、それと同額としている。

2. 手数料の納付方法は、開示請求者から現金で機構の情報公開窓口に納めさせることとする。

第11 開示実施手数料の減額又は免除に関する審査基準

「手数料の減免」については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第14条を参酌し、以下のとおりとする。

1. 法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められるかどうかについては、申請書に添付される書面等を基に判断する。この場合において、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けていること以外の事実を理由とする場合の当該事実を証明する書面については、生活保護法に基づく扶助を受けてはいないが、これに準ずる状態にあることを証明する書面を想定しており、例えば、同一の世帯に属する者のすべてについて市町村民税が非課税であることを証明する書面等が挙げられる。

2. 開示実施手数料を減免することが適当と認めるときは、開示決定通知書に記載された開示実施手数料の額を基に算定した額が2,000円を超える場合には2,000円を減額し、2,000円以下となる場合には当該2,000円以下の額を免除することとする。

(別添)

会議等の開催に関する会計文書等（類型）の開示・不開示の取扱い

以下の会議等の開催に関する会計文書及び役職員の勤務状況に関する文書（類型）が請求された場合の開示・不開示の取扱いは、個々の文書におけるその作成目的、内容等が特殊な場合を捨象した一般的な例を想定したものである。

その運用に当たっては、開示請求に係る法人文書に記載されている個々の情報の内容、性質を踏まえ、画一的又は一律的にならないよう留意し、法第5条各号の規定等の趣旨に沿って個々に判断する必要がある。

1. 会議等の開催に関する会計文書

(1) 該当する文書

機構において日常的に開催されている会議等（〈1〉所内の会議、〈2〉他の独立行政法人等、行政機関、

地方公共団体、民間団体等の役職員を交えた連絡、協議、打合せ会議、〈3〉審議会等又は業務運営上の懇談会等)の開催に関する会議費、諸謝金、借料及び旅費の支出に係る書類(決裁伺(回議書・会議費伺・立替払い請求書・学会等参加伺等)、支出依頼書、旅費請求書、証拠書類(確認書(議事録等)、領収書、業者からの請求書等))

(2) 記載情報ごとの開示・不開示の取扱い

記載情報ごとの開示・不開示の取扱いについては、一般的に次のように整理することができる。ただし、以下に該当する場合にあっても、例えば、情報収集、協議、交渉等のための会議等であって、会議名、開催の目的、開催の日時、場所等の情報を公にすることにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすこととなるなど、個別の事情により不開示情報に該当するような場合には、個別具体的に判断する必要がある。

【一般的に法第5条各号の不開示情報には該当せず、開示可能と考えられるもの】

○起案(決裁)年月日、決裁者職名、合議者職名、起案者職名、会議等名、開催目的、開催日時、開催場所、出席予定者数、経費所要見

込額、支出科目、出席者数、出席者の所属機関・職名(出席者が公務員の場合)

○諸謝金支給総額

○債権者名、請求内容・金額、債権者への振込金額

○会議等出席のための出張者の所属部署・役職名、用務(業務内容)、用務先、旅費概算(精算)額、出張年月日、出発地・経路・到着

地等、旅費請求(受領)年月日

【個別ケースにより開示と不開示について慎重な判断が必要なもの】

○決裁者氏名(署名又は印影)、合議者氏名(署名又は印影)、起案者氏名(署名又は印影)、出席者の所属団体・役職名(出席者が公

務員以外の場合)、出席者氏名

○謝金受領(予定)者の所属機関・職名・受領者名

○会議等出席のための出張者の所属団体名・役職名(出席者が公務員以外の場合)、出張者氏名

(参考)以下のような場合は、開示されることとなる。

〈1〉機構役職員の氏名については、例えば、行政機関により作成され、又は行政機関から提供された情報を基に作成され、市販されている名簿に職と氏名が掲載されている場合や幹部職員として異動時に職とその氏名が行政機関により公表されている場合は、法第5条第1号イに該当する。

〈2〉出席者等が独立行政法人等の役職員、公務員以外における所属団体等名・役職名・氏名については、例えば、商業登記法に基づく登記事項である等により法人名、役員及びその氏名が公にされ

ている場合は、同号イに該当する。

〈3〉謝金支給（予定）額については、例えば、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第9条の規定により何人も閲覧の請求ができることとされている贈与等報告書の対象となっている場合は、同号イに該当する。

〈4〉謝金受領（予定）者の所属機関・職名については、当該謝金支払の対象となる会議等への出席が職務の遂行に当たる場合は法第5条第1号ハに該当し、当該会議等への出席が職務の遂行に該当しないと解される場合は、〈3〉と同様となる。

〈5〉会議等が出席者の役職名（独立行政法人等役職員、公務員以外の場合）、氏名その他の事項を公にすることを前提に開催されている場合においては、当該事項は、不開示情報に該当しない。

【一般的に法第5条第1号又は第2号に該当し、不開示と考えられるもの】

○謝金受領（予定）者の謝金支給（予定）額（出席者が独立行政法人等役職員、公務員以外の場合）、謝金受領者住所、諸謝金振込金融

機関名、諸謝金振込口座番号

○債権者（茶菓弁当、貸会議室関係事業者）印影、債権者金融機関名、債権者口座番号

○会議等出席のための出張者の住所、職務の級、旅費振込金融機関、旅費振込口座番号

2. 職員の勤務状況に関する文書

(1) 該当する文書

出勤簿、旅行命令簿、休暇簿

(2) 記載情報ごとの開示・不開示の取扱い

記載情報ごとの開示・不開示の取扱いについては、一般的に次のように整理することができる。

ただし、以下に該当する場合にあっても、例えば、用務、用務先等を公にすることにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすこととなるなど、個別の事情により不開示情報に該当するような場合には、個別具体的に判断する必要がある。

【一般的に法第5条各号の不開示情報には該当せず、開示可能と考えられるもの】

○旅行命令簿における所属部署、役職名、旅行命令発令年月日、用務、用務先、旅行期間、概算払の年月日及び金額、精算払の年月日及び金額

【個別ケースにより開示と不開示について慎重な判断が必要なもの】

○旅行命令簿における職員の氏名、旅行命令権者印（印影）、旅行者氏名（印影）、支出担当等印（印

影)

【一般的に、法第5条第1号に該当すると考えられ、不開示と考えられるもの】

○出勤簿における氏名、日付欄に記載される出勤の表記（印影）・出張の表記・休暇・レクリエーション参加・休職・停職等の表記、年次休暇付与日数、年次休暇日数・時間（月計・累計・残）、病気休暇日数（月計）、特別休暇日数（月計）、レクリエーション（月計）、介護休暇日数（月計）、欠勤日数（月計）

○旅行命令簿における職務の級、住所

○休暇簿における所属、氏名、年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）、休暇期間、休暇残日数・時間、本人印（印影）、請求年月日、承認の可否、決裁印（印影）、勤務時間管理員処理（印影）

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平18規則第62号）

この規則は、平成19年3月13日から施行する。

附 則（平19規則第54号）

この規則は、平成19年9月21日から施行する。

附 則（平26規則第1号）

この規則は、平成26年4月30日から施行する。

附 則（平26規則第21号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平29規則第2号）

この規則は、平成29年5月30日から施行する。